

政務調査研究視察 報告書

平成21年3月30日

視 察 日	平成21年2月5日(木) 栃木県佐野市、
視 察 内 容	「事後審査型条件付き一般入札」について
視 察 者	中根勝美、山崎憲伸、柴田泉

報告者：山崎憲伸、柴田泉

佐野市

1、佐野市の概要

人 口 126,298 人 (平成 20 年 4 月)
 世帯数 47,817 世帯
 面 積 356.07 k m²、議員 31 名
 新市発足 2005 年 2 月
 予算額 (一般会計) 417 億 4000 万円 (平成 20 年度当初)
 財政力指数 0.76



2、事後審査型条件付き一般入札について

(1) 背景佐野市の事後審査型条件付一般競争入札制度は平成 19 年 1 月 1 日より導入されており、一般競争入札の簡易型で一定の資格要件 (入札参加登録業者、会社更生法の申し立て等がなされてないことなどが記載された参加申請書を提出し、開札後に最低額で応札した業者を落札候補者とし、参加するための一定条件 (業種、格付け、地域要件、指名停止、実績、監理技術者の配置の有無) を審査し落札業者を決定する制度である

入札制度も当初は 130 万円超から 1 億円未満を指名競争入札、1 億円以上 1 億 5 千万円未満を公募型指名競争入札、1 億 5 千万円以上を条件付一般競争入札としていたのを平成 20 年 4 月 1 日より 130 万円超から 2 千万円未満を指名競争入札、2 千万円以上 1 億円未満を事後審査型条件付一般競争入札、1 億円以上を条件付一般競争入札に改正した。

実施にいたる経緯は平成 12 年 11 月に公契法、入契法といわれている「公共工事の入札・契約の適正化の促進に関する法律」が施行され更に、平成 17 年 4 月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行され、入札・契約の適正化をもとめる必要からであった。



平成 19 年度の契約状況は条件付一般競争入札 4 件総合評価落札方式 1 件指名競争入札 300 件、合計 305 件の内事後審査型条件付一般競争入札は 29 件 (9.5%) 建設工事の落札率は平成 17 年では 93.54% であったものが、平成 19 年には 84.99% までに実績が上がった。

審査落札までの日数も公告から落札者決定まで平均 42 日必要だったのが、平均 18 日間と短縮され業務のスピード、効率がすばらしくよくなったとのこと。

{感想・岡崎市への反映}

本市入札制度は一般競争入札・指名競争入札・総合評価方式 (一般競争入札併用) であり大型案件については総合評価方式を取り入れる傾向が多く見られるが一般競争入札においては資格審査等に時間がかかってしまい参加業者が限定されるような傾向が多く見られるよって事後審査型競争入札をもっと多く取り入れて落札者の選定を早くすることも必要であると考えます。

ともすれば落札価格率のみを問題にして事務手続きの簡素化をもっと考えて行く必要が大事かと考えます。

政務調査研究視察 報告書

平成 21 年 2 月 19 日提出

視 察 日	平成 21 年 2 月 6 日 (金)
視 察 先	東京都江戸川区
視 察 内 容	一之江公園周辺の景観地区指定について
視 察 者	柴田 泉 山崎憲伸 計 2 名
東 京 都 江 戸 川 区	<p>＜ 一之江公園周辺の景観地区指定について＞</p> <p>東京都江戸川区は平成 18 年 12 月 26 日に一之江境川親水公園の周辺を景観法に基づく「景観地区」に指定いたしました。岡崎市においても岡崎城と大樹寺を結ぶビスタラインを中心とした、景観地区の策定中であり、今後の参考のために江戸川区を視察いたしました。</p>  <p>江戸川区の景観地区指定は旧来の美観地区からの切り替えではなく、新規に景観地区をした例は、平成 16 年の景観法施行後では、全国初ということであり、高さ 16 メートルを超える建物や、派手な色の外壁・屋外広告等を規制し、自然との調和を守るとしています。</p> <p>一之江境川親水公園は、江戸川区中心部で南北 3.2km にわたって整備されており、「野の小川」を模した水路に川から取り入れた水を流し、魚や昆虫、水生植物が住める自然に近い環境を再現しており、その公園とその外側 20m ずつ、約 18 ヘクタールを景観地区とし、緑が多い農地や、屋敷林、寺社なども残っており、建物もその景観と調和するように規制がかけられています。また、自然保護や公園清掃は住民のボランティアも参加して行っています。</p> <p>そういったことにより、より良い環境になることで、この地域の資産価値が保たれてもいるようである、との担当者からの話もありました。</p>
	<p>〔感想・岡崎市への反映〕</p> <p>この視察において特に印象を受けたことは、外壁においてはマンセル値を採用し、周囲の環境（水辺や緑、広い空など）と調和したものとしていることとあります。マンセル値とは、JIS（日本工業規格）で規格化されている、色を色相（いろあい）、明度（あかるさ）、彩度（あざやかさ）の 3 つの属性で表す方法であり、主観に陥りがちな外壁の色を客観的に規制することができます。</p> <p>漫画家の梅津かずおのまことちゃんハウスの外観を巡って、近隣住民からの訴訟が起き、梅津側が勝訴したことは、記憶に新しいが、この一之江境川親水公園の周辺の景観地区では、マンセル値による基準を超えるため、建設は認められないとのこととあります。</p> <p>よく景観保全をめぐる訴訟において、景観利益という言葉を目にしますが、景観利益は「地権者が互いの利益と自己犠牲によって景観を守り、それによってその地域に付加価値が生み出されているような場合には、地権者は地権者は良好な景観を維持する義務とともに、景観の維持を求める法的利益を有する」という意味であるようですが、景観が良好か否かの判断は個人によって異なり、主観的で多様性があるため、建築基準法などに抵触した違法建築物でない限り、なかなか住民の訴えが通ることは難しく、だからこそ行政が総合的な見地から施策を推進する必要があると考えます。景観において、建物の高さも重要ですが、外観も重要であると考えます。</p> <p>岡崎市においても、景観地区において建物が町並みと調和するよう指導していく必要があり、マンセル値の採用が有効な一つの手段であると考えます。</p>

